

提案

日付：2024/9/26

件名：小谷小学校における車通勤者の駐車料金負担について

1. 問題、課題

小谷小学校に車通勤をしている教職員の駐車スペースについて、毎月駐車料金を徴収していると聞きました。〇〇からすれば、完全に校門の中で学校敷地内と思われるのですが、先生方個人から月々徴収していることにモヤモヤしています。小谷小学校は駅からも遠く公共交通機関にも恵まれていません。ただでさえ教職につく人材が不足する中、こんな敷地がたくさんある場所でも駐車料金が取られるのかと思うと、先生方のモチベーションが上がらないのではないかと心配になります。

2. 改善案

寒川町で駐車料金を負担することはできないのでしょうか。そもそも学校内の駐車スペースを含めた門の中は学校の所有地ではなく借地なのでしょうか。学校で使用しているスペースであれば借地ではなく町が買取りすれば良いのではないかと思います。

3. 改善後の効果

教職員個人の負担が減り、モチベーションの向上につながると思います。〇〇として、子どもたちがお世話になっている先生方の働き方改革に協力していきたいという思いを持っていますが、〇〇では解決できない課題と認識し、ご提案させていただきました。

回答

<小谷小学校における車通勤者の駐車料金負担について>

【所管：教育施設給食課】

日ごろから学校施設維持管理に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。いただきましたご意見につきまして、回答いたします。

ご意見の中にございました小谷小学校用地につきましては、寒川町が所有する行政財産（公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産）となります。また、学校施設

は、一般公衆の共同使用に供することを主たる目的とする道路や公民館等の施設とは異なり、本来学校教育の目的に使用すべきものとして設置され、それ以外の目的に使用することを基本的に制限されています。

一方、使用を制限されている中ではありますが、行政財産の「例外的な運用」として行政財産の目的外使用という制度があり、ご意見にありました駅からの距離がある小谷小学校にお勤めの先生方の一部（希望者）に通勤用自動車の駐車を許可しています。

そして行政財産に駐車するにあたっては、「寒川町行政財産の目的外使用に係る使用料条例」により使用料を決定し公平に駐車料金を負担していただくことで、先生方の利便性の向上と通勤に係る負担の軽減を図っている状況です。

今後も安全安心な学校教育を継続するため、学校施設の適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。